

	9時-10時	10時-11時	11時-12時	12時-13時	13時-14時	14時-15時	15時-16時	16時-17時	17時-18時
	授業時間帯である時間								
参考 通常利用の障害児の場合							計画時間 (時間区分2で算定)		
例1-① 本加算を算定しており、午前から利用する場合（前半を延長支援で算定する場合）		延長支援時間 (2時間以上で算定)					計画時間 (時間区分2で算定)		
例1-② 本加算を算定しており、午前から利用する場合（前半を計画時間で算定する場合）		計画時間 (時間区分2で算定)			延長支援時間 (2時間以上で算定)				
例2-① 本加算を算定しており、午後から利用する場合（前半を延長支援で算定する場合）					延長支援時間 (2時間以上で算定)		計画時間 (時間区分2で算定)		
例2-② 本加算を算定しており、午後から利用する場合（前半を計画時間で算定する場合）					計画時間 (時間区分2で算定)			延長支援時間 (2時間以上で算定)	
例③ 本加算を算定しており、授業終了後から利用する場合							計画時間 (時間区分2で算定)		
参考 本加算を算定していない場合	本加算を算定していない場合で、当該時間帯に支援を必要とする場合には、本加算の枠組みの下で支援を進めること。						計画時間 (時間区分2で算定)		

【留意点】

- 授業時間帯である時間内において、個別支援計画に計画時間（発達支援を提供する時間）を位置づけることも可能とする（この場合においては、計画時間を3時間超過した以降の時間帯が延長支援時間となる。）。ただし、本来であれば学校において教育が提供される時間帯であることから、学校及び家庭との連携を図るとともに、こども本人の意思を尊重しながら、必要性について十分に検討を行った上で個別支援計画に位置づけること。
- 学校や家庭との連携が図られていない状況下で、授業時間帯である時間に、発達支援又は延長支援が提供されることは想定していない。そのため、授業時間帯である時間内に、計画時間又は延長支援時間を個別支援計画に位置づけることが必要な状況が生じている場合には、学校及び家庭と必要な連携を図り、本加算の枠組みの下で支援を進めるよう取り組むこと。